新潟鐵工所蒲田工場争議

野崎三郎ヨリ
会社ヨリ電話ニテ聴取

大正十五年六月廿六日(土)　会社ハ別紙ノ解雇手当規定ヲ発表

(別紙甲案タリ)　「会社ハ営業状態ニヨリ変更スルコトヲ得」其

トノ意味ノ一項ハ職工ノ採用解雇ヲ為スト通シタリ、右項ニ就テハ

会社内部ニ於テ他会社ノ事例ヲ調査シ(数ケ所ハ日ノ規定ヲ

設ケタルモノアリト云フ)　又職工側ト協調事項報告ニ付可決ノ

意見ヲ問合セタリ)

シタリ之ニ対シ労働者側ハ不満足ノ意ヲ表シ廿七日全書携ヘ

セルモノト同様ノ要求書ヲ改メテ提出シ(会社ハ之ニ之ヲ拒絶シタルヲ以テ)同工場ハ此要求状態ニ

陥レリ

株式會社新潟鐵工所